

美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町条例第17号

美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年美浜町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p><u>(2) 〔略〕</u></p> <p><u>(3) 指定袋</u> 容量が45リットル、30リットル、<u>20リットル又は10リットル</u>の袋で、町が作成したもの</p> <p>別表(第9条関係)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p><u>(2) 施行令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)をいう。</u></p> <p><u>(3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)をいう。</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p><u>(5) 指定袋</u> 容量が45リットル、30リットル<u>又は20リットル</u>の袋で、町が作成したもの。</p> <p>別表(第9条関係)</p>

種類	単位		金額	負担する者	備考
家庭系可燃ごみ	指定袋1枚につき	容量が45リットルの袋	50円	家庭系可燃ごみを排出する者	町長が指定する方法により排出された紙おむつその他町長が特別の理由があると認める家庭系可燃ごみは、無料とする。
		容量が30リットルの袋	30円		
		容量が20リットルの袋	20円		
		容量が10リットルの袋	10円		
し尿	基本料金	収集作業1回につき	200円	占有者	基本料金と従量料金との合計額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これ
	従量料金	10リットルにつき	50円		

種類	単位		金額	負担する者	備考
家庭系可燃ごみ	指定袋1枚につき	容量が45リットルの袋	50円	家庭系可燃ごみを排出する者	町長が指定する方法により排出された紙おむつその他町長が特別の理由があると認める家庭系可燃ごみは、無料とする。
		容量が30リットルの袋	30円		
		容量が20リットルの袋	20円		
し尿	基本料金	収集作業1回につき	200円	占有者	基本料金と従量料金との合計額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
	従量料金	10リットルにつき	50円		

					を切り捨てるものとする。	
--	--	--	--	--	--------------	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。